

「市民まちづくり活動支援事業」

まちづくり活動を 実施する団体に補助金を交付

市では「協働によるまちづくり」を推進するため、市内における市民活動団体の設立や、新たな事業の実施などに補助金を交付し、皆さんのまちづくりを応援します。

対象となる活動は

市民団体が自主的・主体的に取り組む事業で、地域の活性化が期待できる活動や、社会・地域の課題解決が図られる事業などです。

対象となる団体は

市内を活動拠点とし、5人以上で構成された団体で、構成員の過半数が市内に在住、在勤、在学していること。

市から別の補助を受けている団体、営利および政治活動、宗教活動を行う団体などは、対象外です。

※補助金の申請には、市に団体の登録手続きをする必要があります。

どんな補助金なの

「スタート支援」

団体活動の自立を支援するため、団体設立のための経費や、設立後間もない団体が、事業を開始するために必要な費用などを補助します。

●対象

結成後2年以内で、活動を継続して行う団体

●補助対象となる経費

事業開始のための事務費、講師謝礼、印刷費、通信費など

●補助率

補助対象経費の10分の9以内

●限度額

10万円（1団体1回限り）

「ステップアップ支援」

まちづくりの活性化を支援するため、団体が行う新規事業や事業の拡大などに必要な費用を補助します。

●対象

設立後1年以上経過した団体

●補助対象となる経費

事業の実施に必要な諸経費 ※活動者の人件費、食糧費、団体の運営経費、備品購入費などは対象外です。

●補助率

補助対象経費の10分の8以内

※年度ごとに申請し、最長5年（スタート支援を受けた場合は4年）まで。最終年度は、

補助率10分の5以内。

●限度額

年30万円

申し込み方法は

市民生活課にある申請書に必要事項を記入し、申し込んでください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

●申込期間

1月6日（月）～24日（金）

●選考方法

書類審査と、申請者からの事業説明による審査を行います。

市民まちづくり活動支援事業採択団体数（単位：団体）

事業	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
スタート支援	4	0	0	0	2
ステップアップ支援	3	4	5	3	7

申し込み・問い合わせ先
市民生活課市民生活支援班

☎ 62・5396